

工事の主な支払手続き

【単年度工事の場合】

I.前金払 ※検査不要

請負代金額が200万円以上の工事では、請負代金額の10分の4以内の額を前払金として発注者に請求できます。

《請求時の要件》

発注者が、前払金に関して保証事業会社と保証契約を締結し、保証証書を発注者に寄託し、請求すること。

《支払いまでのフロー》

発注者: 請求書、保証証書等の必要書類をそろえて発注者に請求(請求金額は10,000円単位(端数切捨))

↓

受注者: 請求を受けた日から14日以内に支払う。

<支払イメージ>

請負代金	
4割 (当初請求)	6割

II.中間前金払

I の前払金に加え、さらに中間前金払として、請負代金額の10分の2以内の額を発注者に請求できます。※発注者の認定が必要です。

《請求時の要件》

- ① I. 前金払の支払いを受けていること。
- ② III. 部分払の支払いを受けていないこと。
- ③ 工期の2分の1を経過していること。
- ④ 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきとされている作業が行われていること。
- ⑤ 工事の進捗出来高が請負金額の2分の1以上に達していること。
- ⑥ 受注者が、中間前払金に関して保証事業会社と保証契約を締結し、保証証書を発注者に寄託し、請求すること。

《支払いまでのフロー》

発注者: 監督員に認定申請書を提出。

↓

受注者(監督員): 支払要件を満たしているか審査し、認定調書を交付(原則土日祝日を除き5日以内)。

↓

発注者: 請求書、保証証書等の必要書類をそろえて発注者に請求

↓

発注者: 請求を受けた日から14日以内に支払う。

<支払イメージ>

請負代金		
4割 (支払済)	2割 (中間分)	4割

Ⅲ. 部分払(工事契約請負約款第37条第1項)

出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品…(A)に相應する請負代金相当額の10分の9以内の額について、部分払いを請求できます。※発注者の検査が必要です。

《請求時の要件》

- ①Ⅱ中間前払金の支払いを受けていないこと。
- ②工事完成前であること。
- ③工事の出来形が10分の3以上であること。
- ④部分払の請求が3回を超えないこと。

《支払いまでのフロー》

受注者:(A)について、発注者に確認を請求する。

↓

発注者(検査官):受注者立ち合いのうえ検査を行い、確認の結果を受注者に通知する。

↓

受注者:請求書等の必要書類をそろえて発注者に請求。

↓

受注者:請求を受けた日から14日以内に支払う。

<支払イメージ>

請負代金	
支払済額 (前払金等)	既済部分 (部分払分)

*額の算定は、契約約款に示された計算式による。

Ⅳ. 完成払

《請求時の要件》

工事が完成し、契約約款に定める検査に合格していること。

《支払いまでのフロー》

発注者:請求書を発注者に請求。

↓

受注者:請求を受けた日から40日以内に支払う。

※工事完成届の提出と同時(=完成検査受検前)に請求書も提出していることが見受けられますが、支払いはあくまでも、検査に合格することが条件です。そのため、検査前に請求書を提出したとしても、支払いが早まるわけではありません。

<支払イメージ>

請負代金	
支払済額 (前払金等)	完成払

【複数年度工事(継続費等)の場合】

I.前金払 ※検査不要

支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額が200万円以上の工事では、各年度の支払限度額の10分の4以内の額を前払金として発注者に請求できます。

* 次年度以降の前払金の請求

各年度末に必ず出来形検査を実施し、出来形が前年度までの出来高予定額に達していることを確認した後、(4月1日以降に)次年度分の前払金を請求。

<支払イメージ>

対象年度の支払限度額	
4割	6割

前払金の支払い後の選択肢

①中間前払金+年度末の部分払

中間前払金を請求。年度末に、対象年度分の出来高予定額に達していることを確認するための既済部分(出来形)検査を実施後、対象年度分の残りの支払限度額分を支払う。

* 年度途中の部分払との併用は不可。

②年度途中の部分払+年度末の部分払

年度途中に部分払を請求。年度末に対象年度分の出来高予定額に達していることを確認するための既済部分(出来形)検査を実施後、対象年度分の残りの支払限度額分を支払う。

* 年度途中の部分払は年度毎に3回まで。中間前払金との併用は不可。

③年度末の部分払

年度途中に中間前払金や部分払を請求せず、年度末に対象年度分の出来高予定額に達していることを確認するための既済部分(出来形)検査を実施し、対象年度分の残りの支払限度額分を支払う。

II.中間前金払

Iの前払金に加え、さらに中間前金払として、各年度の支払限度額の10分の2以内の額を発注者に請求できます。※発注者の認定が必要です。

《請求時の要件》

- ① I. 対象年度の前金払の支払いを受けていること。
- ② III. 対象年度の部分払の支払いを受けていないこと。
- ③ 対象年度の工事実施期間の2分の1を経過していること。
- ④ 工程表により、対象年度の工事実施期間の2分の1を経過するまでに実施すべきとされている作業が行われていること。
- ⑤ 対象年度の工事の進捗出来高が、対象年度の出来高予定額の2分の1以上に達していること。
- ⑥ 受注者が、中間前払金に関して保証事業会社と保証契約を締結し、保証証書を発注者に寄託し、請求すること。

* 支払いまでのフローは単年度の場合と同じ。

<支払イメージ>

対象年度の支払限度額		
4割 (支払済)	2割 (中間分)	4割

Ⅲ. 部分払

出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、部分払いを請求できます。※発注者の検査が必要です。

《請求時の要件》

- ①Ⅱ 中間前払金の支払いを受けていないこと。
- ②工事完成前であること。
- ③対象年度の工事の出来形が、対象年度の出来高予定額の10分の3以上であること。
- ④対象年度の部分払の請求が3回を超えないこと。

* 支払いまでのフローは単年度の場合と同じ。

<支払イメージ>

対象年度の支払限度額		
支払済額 (前払金等)	既済部分 (部分払分)	年度最終の部分払

* 額の算定は、契約約款に示された計算式による。

Ⅳ. 完成払

《請求時の要件》

工事が完成し、契約約款に定める検査に合格していること。

《支払いまでのフロー》

発注者: 請求書を発注者に請求。

↓

受注者: 請求を受けた日から40日以内に支払う。

※工事完成届の提出と同時(=完成検査受検前)に請求書も提出していることが見受けられますが、支払いはいあくまでも、検査に合格することが条件です。そのため、検査前に請求書を提出したとしても、支払いが早まるわけではありません。

<支払イメージ>

請負代金	
支払済額 (前払金等)	完成払